

船橋市足腰の衰えチェック事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45に規定する地域支援事業において、被保険者が要介護状態等とならないよう、予防医学に基づき、足腰の衰え状態のチェック事業に参加し、個人の運動能力の維持、向上に努めることを目的に行うものである。

(実施者)

第2条 足腰の衰えチェックは、施術所に従事する又は、介護保険指定事業所等機能訓練指導員の職務に従事する常勤又は非常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（以下これらを「実施者」という。）により実施する。（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有するものに限る。）

(対象者)

第3条 足腰の衰えチェックを受けることのできる対象者は、健康スケールの回答内容にて運動機能項目（別表第1）に該当するものとする。

(足腰の衰えチェック利用券の送付)

第4条 足腰の衰えチェック利用券は、市長が別に定める健康スケールの結果通知に同封し郵送する。

2 足腰の衰えチェック利用券の様式は別に定める。

(実施回数・期間)

第5条 対象者に対する足腰の衰えチェックの実施は、対象年度1回限りとし、利用期間は別に定める。

(実施場所)

第6条 足腰の衰えチェックを行う場所は、第2条に定める実施者が従事する場所（以下「事業所」という）及び公民館とする。

(実施方法及び内容)

第7条 足腰の衰えチェックの利用を事業所で希望する場合には、対象者が事業所に予約する。また、公民館で希望する場合には、対象者は市へ予約し、予約した日に足

腰の衰えチェック利用券を持って実施内容（別表第2）の測定を受けるものとする。

（結果報告）

第8条 実施者はそれぞれの結果に応じて助言を行い、結果が記入された利用券のコピーを対象者に返却する。

2 市への報告は結果が記入された利用券の原本を提出する。

（結果の活用）

第9条 市が足腰の衰えチェックの結果を基に、対象者の身体的な状況を分析し、個人の経年管理及び地区コミュニティー単位で評価、検証を行うことで、今後の公衆衛生の施策につなげていく。

（留意事項）

第10条 安全な測定のために、各施設の安全管理マニュアルに則り、常に安全管理に配慮し実施する。

2 事業が安全に行われるよう、対象者の医療等の処置が必要な場合は受診勧奨を行い、必要に応じて、本人の同意を得て対象者家族及び地域包括支援センター等に連絡すること。

3 この事業中に、事業者の責務に帰すべき事由により発生した事故等により第三者に損害を与えたときは、事業者はその損害を賠償すること。

（事務所管等）

第11条 この事業に関する事務は、健康部健康づくり課が所管する。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

別表第1

足腰の衰えチェック該当者

健康スケール質問項目	条件
4～8	5問中3問以上に該当があったもの
4, 6, 14～19	8問中1問以上に該当があったもの

備考 上記のいずれか、または両方に該当するものを足腰の衰えチェック事業の対象者とする

別表第2

足腰の衰えチェック時に行う主な項目

- (1) 身長・体重測定
- (2) 2ステップテスト
- (3) 立ち上がりテスト
- (4) ロコモ25